

資料1—参考1

和町第483号
令和6年8月21日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

大和町長 浅野俊彦



新産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備に対する
意見書について（提出）

令和6年7月12日付け環対第156号で通知のありましたこのことについて、別添
のとおり意見書を提出します。



担当：大和町民生活課
高木 健太郎
TEL：022-345-1117
FAX：022-347-1060
E-mail：kankyo@town.taiwa.miyagi.jp

新産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書に対する 環境の保全の見地からの意見

総論

本事業については、公益財団法人宮城県環境事業公社により計画された大和町鶴巣大平・幕柳地区の採石場跡地において、対象事業実施区域面積を約 58.65ha、うち埋立面積約 13.28ha、埋立容量約 230 万m³とする管理型の産業廃棄物最終処分場を設置しようとする事業である。

対象事業実施区域及びその周辺区域については、オオタカ、サシバ等の希少動物が確認されており、モミ・イヌブナ群落が存在している豊かな自然を呈している。また、同地域は大和町における主要な水田地域であり、自然的観点及び大和町の第1次産業を支える地域として保全優先度が高い場所となっている。

本事業については、各種法令等の遵守、環境保全に努めることはもちろんのこと、これまでの周辺住民を対象とする説明会等において、地下水、井戸水及び農業用水の確保、交通安全対策、風評被害等について問題や疑問が寄せられており、事業の実施にあたっては、周辺住民の不安解消、理解は必要不可欠であることから、周辺住民の不安の声に誠実に向き合い、常に寄り添うこと。そして、常に必要・最新の情報の周知や説明に努め、周辺住民からの要望や疑問等の求めに対しても、誠意をもって対応し、仮に不測の事態が発生した場合には、迅速・正確な対応を図ることで、周辺住民の理解醸成に努め、地域の主体性を尊重する姿勢に重きを置き法律要件等に抵触しないことをもって安易に事業を進めることのないよう適切に対応すること。

全体的事項

1. 総論でも述べたとおり、事業の実施にあたっては、周辺住民からの要望・疑問には誠意をもって対応し、必要な情報について周知徹底を図り、周辺住民の理解醸成に努めること。
2. 各影響要因については、自然災害、事故等に起因する影響について、考えうる全ての要素を考慮したうえで、最新の科学的根拠に基づき定期定量的に調査を実施し、当該計画施設の環境への影響に対する安全性を担保すること。
3. 産業廃棄物最終処分場の施設的特性として、施設廃止後においても永続的に埋立廃棄物が存在することを踏まえたうえで影響要因を設定すること。
4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、施設廃止後の跡地については適正に管理すること。また、その管理については、土地所有者として人為的な形質変更のほか、

自然災害等によるものであっても責任を負うこと。

5. 準備書に記載のある、調査、予測及び評価手法による結果については、根拠となる数値を住民にわかりやすい内容で明確に記載すること。また、環境影響が予測範囲を超えた場合については、その内容を影響の大小にかかわらず迅速に公表することで周辺住民へ周知し、環境影響に対する追加の措置が必要になるのかを十分に検討したうえで対応すること。
6. 準備書における予測結果及び評価結果については、各環境要素の特性を鑑み、周辺住民が十分に理解・納得し、生活環境への不安が解消されるよう画一的な表記ではなく、個別事象としてとらえ表記すること。
7. 環境影響評価を行うにあたり、新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の手法を見直したうえで、適切な調査、予想及び評価を行い、環境影響が回避・低減するよう必要な環境保全措置をとること。

個別事項

各環境要素に係る配慮事項を以下のとおり列挙するので留意されたい。なお、以下の事項については、各分野の専門家等の助言を踏まえ、最新の科学的根拠に基づく定期定量的な調査を行い、準備書にその措置について明記すること。

(1) 大気環境

- ・大気環境について、測定時における気象条件が測定結果に影響を及ぼすことも十分に考えられることから、最新の科学的根拠に基づく定期定量的な調査を実施することより、周辺住民の不安解消に努めること。
- ・工事には極力、排出ガス対策型の建設機械を採用するとともに、運搬に用いる車両についても、同様に効率的な施工計画の基、積極的に最新の排ガス規制に適合したものを使用することにより、環境負荷の低減に努めること。

(2) 騒音・振動

- ・対象事業実施区域周辺は、静穏な地域であり、施設稼働に伴う騒音・振動については、大気環境と同様に測定時の気象条件が測定結果に影響を及ぼす可能性が懸念され、測定結果からは図ることのできない、周辺住民の生活環境への影響の可能性があることについて配慮すること。なお、当該計画施設に隣接する新幹線騒音についても累積的な環境影響を及ぼす可能性があることを考慮すること。
- ・道路交通騒音レベルの予測結果において、参考とした環境基準を満足していない地点

があることから、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行に伴いより状況が悪化することのないよう環境保全措置を徹底し、騒音への影響の低減に努めること。

(3) 悪臭

・産業廃棄物由来の悪臭及び最終処分場の通気施設等から発生するガスによる影響が、大気環境、騒音・振動と同様に測定時における気象条件が測定結果に影響を及ぼす可能性が懸念され、測定結果からは図ることのできない、周辺住民の生活環境への影響の可能性があることについて配慮すること。

(4) 水質

・対象事業実施区域周辺は水田地域であり、施設由来の浸透水、雨水等による排水がおよぼす水田農業に対する影響、さらに、周辺住民の一番の懸念事項である水道水源への影響について、水利権者及び周辺住民との十分な調査地点及び調査項目等の協議を行いながら、最新の科学的根拠に基づく定期定量的な調査を実施することにより、周辺住民の不安解消に努めること。

・水質（有害物質）の予測結果において、環境基準を満足していない地点があり、周辺住民への健康被害が懸念される事項であることから、科学的根拠に基づき可能な限り発生源・発生場所の特定に努め、さらに新たな有害物質の排出源となりうることが懸念される施設が本事業計画地周辺に存在することを認識したうえで、環境保全措置を徹底し、累積的な影響を含め環境負荷の低減に努めること。

(5) 地形及び地質

・近年、頻発する集中豪雨等、自然災害がおよぼす地形及び地質への影響について配慮すること。
・調査資料については、最新年度の資料を活用するものとし、永続的に埋立廃棄物が存在することを踏まえ、長町一利府線断層帯はもとより、令和5年に国土地理院より公開された鶴崎断層に起因する影響要因を考慮すること。

(6) 土壌汚染

・地形及び地質と同様に永続的に埋立廃棄物が存在することを踏まえ、長町一利府線断層帯、鶴崎断層に起因する影響要因を考慮すること。

(7) 動物・植物・生態系

・文献調査及び現況調査において希少猛禽類、重要な植物種の存在が確認されていることから、事業実施に伴う影響について十分な調査、予想及び評価を実施すること。
・対象事業実施区域周辺はイノシシによる農作物へ影響があることから、事業実施に伴

いイノシシの行動圏が変化し、周辺地域への水田耕作等への影響を考慮すること。

(8) 廃棄物等

- ・建設発生土の場内利用に努めるなど、廃棄物等の発生抑制に努めること。

(9) 温室効果ガス

- ・大気環境と同様に工事には極力、排出ガス対策型の建設機械を採用するとともに、運搬に用いる車両についても、効率的な施工計画の基、積極的に最新の排ガス規制に適合したものを使用することにより、環境負荷の低減に努めること。

(10) 放射性物質

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故由来の放射性物質汚染廃棄物の搬入を排除するため、準備書における受入管理計画を遵守すること。

その他事項

特別管理産業廃棄物

- ・準備書に記載の特別管理産業廃棄物については、廃石綿等の1種類となっているので、廃石綿等という表記ではなく詳細を記載すること。
- ・特別管理産業廃棄物に関する維持管理基準・管理計画等は、個別項目として取扱うこと。

交通環境

- ・対象事業実施区域周辺住民の生活圏において、施設稼働に伴う交通渋滞も含めた交通環境への影響については十分に配慮すること。

準備書

- ・準備書において、対象事業実施区域周辺の住宅戸数に関する資料が、プロット数等により、あたかも対象事業実施区域周辺の住宅戸数が少なく見受けられる資料となっているので実情に合わせた表記にすること。

不測事態への対応

- ・不測の事態を排除できないことを前提とし、環境への影響が生じてしまった場合においては、周辺住民等へ対する補償も含めその責務・対応については明確にし、速やかに対処すること。

災害廃棄物等

- ・大和町内で発生した災害廃棄物等について、関係法令との整合性を図ったうえで積極的な受入を検討すること。

修正

- ・準備書において、当該計画施設について、「新処分場」と「次期最終処分場」の2つ表現が混在している。別施設と誤解されないよう修正すること。